

広域連合  
静岡地方税滞納整理機構  
第3次 広域計画

平成30年2月

静岡地方税滞納整理機構

# I はじめに

## 1 静岡地方税滞納整理機構の設立経過

平成 18 年度の税制改正において、国から地方への 3 兆円規模の税源移譲が、所得税の一部を個人住民税所得割へ移譲する形で実現し、平成 19 年度から本格的に実施されました。

これにより、各地方自治体ではこれまで以上に地方税の徴収対策を推進する必要があるとの認識のもと、静岡県では市町と県が連携して地方税の徴収困難事案の滞納処分等を専門的に行う広域連合を設立することについて合意に至り、平成 20 年 1 月 10 日に総務大臣の設置許可を受け、同年 1 月 15 日に広域連合静岡地方税滞納整理機構（以下「広域連合」といいます。）を設立し、同年 4 月から滞納整理事務のほか、徴収事務についての研修及び相談事務に係る業務を開始しました。

また、県と市町で設置した地方税一元化連絡会議では、広域連合の設立と並行して、課税事務について市町が参加しやすい形で漸進的に一元化を進める方針で検討、協議が進められました。結果として、合意が得られた課税事務についての研修並びに軽自動車税及び自動車取得税（自動車取得税の廃止及び環境性能割創設にかかる地方税法改正規定の施行後は、環境性能割と読み替える。以下「軽自動車関係税」といいます。）の申告書受付処理等事務について、広域連合の業務に追加することとし、総務大臣から規約変更許可を得て、平成 22 年度から課税関係業務を開始しました。

## 2 第 3 次広域計画の策定趣旨

静岡地方税滞納整理機構広域計画（以下「広域計画」といいます。）は、広域連合並びに広域連合を組織する静岡県及び静岡県内のすべての市町（以下「構成団体」といいます。）が、相互に密接な連携を図り、必要な連絡調整を行いながら、地方税の滞納整理事務及び課税事務の一部を、総合的、計画的かつ効率的に処理するための指針として、地方自治法第 291 条の 7 の規定に基づき策定するものです。

平成 25 年 4 月からの第 2 次広域計画の期間が平成 29 年度末で満了するため、新たな広域計画（以下「第 3 次広域計画」といいます。）を策定することとしました。

## 3 第 3 次広域計画の期間及び改定

第 3 次広域計画の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 か年間とします。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行います。

## Ⅱ 基本方針

広域連合と構成団体は、相互に緊密な連絡調整を図りながら、協働等による課税と徴収の適正な税務事務執行体制の確立や、税務職員の資質向上等を図る「地方税務行政の高度化」を進めることによって、地方税の徴収と厳正・公平な税務執行を確実なものとし、税務事務の生産性の向上を目指します。

### 1 広域連合の基本方針

広域連合は、構成団体から引き受けた地方税の滞納事案を適正かつ速やかに処理し、税収の確保に努めます。

また、構成団体の賦課徴収体制の強化に資するため、構成団体からの滞納整理に関する相談に応じるとともに、構成団体の税務職員の資質向上に必要な研修を実施します。

さらに、住民サービス向上を目的とした構成団体の事務効率の改善に資するため、軽自動車関係税の申告書の処理等の事務を実施します。

### 2 構成団体の基本方針

構成団体は、自ら徴収対策を推進するとともに、広域連合と連携しつつ、徴収困難な滞納事案の広域連合への移管による徴収事務の効率化と、研修への参画等による税務職員の資質向上を図ります。

また、軽自動車関係税の適正な申告について周知を図るとともに、広域連合から配付される申告書データに基づき、その適正な課税に努めます。

## Ⅲ 広域連合と構成団体が行う事務

### 1 広域連合が行う事務

#### (1) 広域連合が構成団体から引き受けた地方税の滞納事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務

##### ア 取扱税目

広域連合は、市町村税（国民健康保険税を含む。）及び県税の全税目を対象に滞納整理を行います。

##### イ 市町村税及び県税の滞納整理（財産調査、差押え、公売等）

広域連合は、構成団体から引き受けた滞納事案について、各分野の専門家（顧問）を積極的に活用しつつ、速やかな滞納処分及びこれに必要な徹底した財産調査・捜索を行い、租税債権の確保を図ります。

公売については、買受層を拡大し、高い売却率を確保するなどの観点から、インターネット公売など、より換価効果の高い手法を活用します。

##### ウ 滞納処分の執行の停止に係る判定

広域連合は、徹底した財産調査を行った上で、滞納処分の執行の停止が相当と判定した事案については、広域連合の意見を添えて、その調査結果を構成団体に通知します。

#### (2) 徴収業務に関する構成団体からの相談に係る事務

広域連合は、構成団体からの徴収業務に関する実務上の疑義照会などの各種相談に応じます。

#### (3) 構成団体の職員に対する税務研修事務

##### ア 構成団体の職員に対する徴収業務に関する税務研修事務

広域連合は、構成団体の徴収の初任者、経験者、管理者向けの階層別研修を実施するとともに、広域連合において実務研修を希望する場合には、研修職員の受入を行います。

また、広域連合職員の外部研修への参加やOJT、顧問等を活用した内部研修等を通じて、租税債権確保のための徴収技術の向上に努めます。

##### イ 構成団体の職員に対する徴収以外の業務に関する税務研修事務

広域連合は、構成団体の徴収以外の業務の初任者、経験者向けの税目別階層別研修を実施するとともに、構成団体からの要望に基づき、その他幅広い分野の研修を企画、実施します。

(4) **軽自動車関係税に係る申告書又は報告書の受付、審査、保管及びこれらに関連する事務**

軽自動車関係税の申告書の受付、審査を行い、提出された申告書をOCR装置によりデータ化し、構成団体に送付します。

なお、申告書原本は、広域連合が保管します。

## 2 構成団体が行う事務

(1) **徴収対策の推進**

構成団体は、広域連合と連携しつつ、滞納整理を効果的に進めるほか、納税環境の整備、徴収体制の整備など、徴収対策の推進に努めます。

(2) **広域連合が処理する滞納事案の選定及び移管**

構成団体は、広域連合が処理する滞納事案を選定し、当該事案を広域連合に移管します。

なお、滞納事案を移管する前に、当該滞納者に対し、事案移管後は広域連合が滞納整理を行う旨の告知を行います。

(3) **広域連合から返還された滞納事案の処理**

構成団体は、滞納処分の実行の停止が適当と判定された事案等について、広域連合の意見を踏まえて、適切な債権管理を行います。

(4) **広域連合が行う滞納整理に関する相談の活用**

構成団体は、広域連合が行う滞納整理に関する相談を活用します。

(5) **広域連合が行う研修への参画**

構成団体は、広域連合が実施する研修に積極的に参画し、職員の資質の向上を図ります。

(6) **広域連合が行う軽自動車関係税に係る申告データの活用等**

構成団体は、適正な申告に関する周知等に努めるとともに、広域連合から送付されたデータをチェックし、自らの税システムに取り込むことにより、正確かつ迅速な課税を実施します。

また、県外に転出した車両の申告書については、構成団体自ら申告書の審査、保管及びこれらに関連する事務を実施します。

## IV 広域計画の推進

広域連合は、構成団体の税務担当課長等を構成員とする「静岡地方税滞納整理機構運営協議会」で、構成団体と十分な連絡調整を図りながら連携を深め、広域計画の円滑な推進に努めます。